3－6 「土石の採取、鉱物の掘採」に関する基準の解説

（１）眺望景観の保全

[基準の内容]

①重要な視点場（別表１）から直接的に見える場所での行為は避けること。 [対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海]

[手法]

•「重要な視点場」の位置を確認し、「重要な視点場」からの行為地の見え方に応じて、必要な配慮・工夫を行います。

⇒解説図 建築(1)-1：重要な視点場 ※再掲

• 地形条件等をもとに行為地の場所を工夫し、できる限り「重要な視点場」から直接見えないよう配慮します。

⇒解説図 開発(1)-1：行為地の場所の工夫 ※再掲

• やむを得ず、「重要な視点場」から直接見える場所となる場合は、行為を行う場所を分割し、地形の改変を小さくするなど、できる限り目立たせないよう配慮します。

⇒解説図 採取(1)-1：行為を行う場所の分割

• 特に、大規模な行為（当該行為に係る土地の面積が 3,000 ㎡または法面・擁壁の高さが 5mを超えるもの等）については、眺望景観に与える影響を考慮して、できる限り避け、または特別な配慮・工夫に努めます。

解説図 採取(1)-1：行為を行う場所の分割

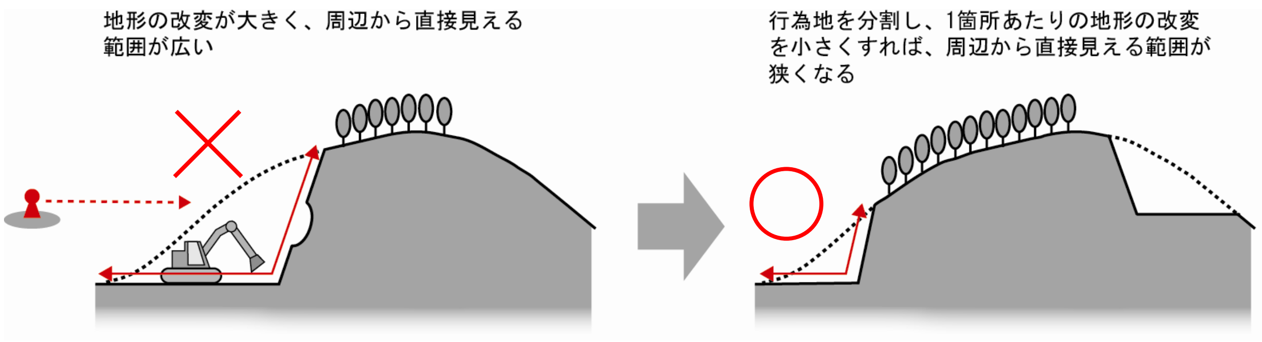

（２）方法

[基準の内容]

①木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とすること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

②海岸周辺の自然環境の改変はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とすること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

[手法]

- 木竹や海岸周辺の自然環境は、地域の景観や生態系の保全に配慮し、できる限り伐採、改変をしないようにします。
- 行為地に、良好な景観を形成している樹木等がある場合は、できる限り保存し、または移植して修景に活かすようにします。

⇒解説図 開発(2)−3：自然の保全・活用に配慮した造成　※再掲

[基準の内容]

③土石の採取、鉱物の掘採は整然と行うこと。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

④道路等の公共空間から直接見えないよう、塀や植栽等により遮蔽を行うこと。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

[手法]

- 土石の採取等よって剥き出しになる部分をできる限り整形化し、また、無秩序・散発的に行うことを避けます。
- 地肌が剥き出しになる場所を遮蔽するため、周辺では、中高木等による植栽または周辺に威圧感を与えない修景された塀等を設置します。

⇒解説図 採取(2)−1：採取地・掘採地の遮蔽

解説図 採取(2)−1：採取地・掘採地の遮蔽

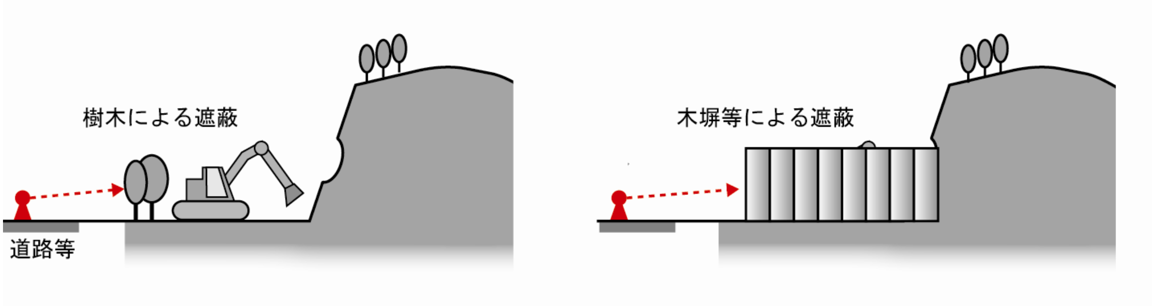

（３）緑化

［基準の内容］

①土石採取等により露出する地肌は、行為が終了したところから、周辺の植生に配慮して緑化を行うこと。

［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

- すべての行為が終わるまで地肌が剥き出しとなることが無いよう、行為が終了したところから順次、樹木や芝等による緑化を行います。

  ⇒解説図 採取(3)-1： 行為終了箇所での緑化

- 植栽する樹木等は、景観や生態系に配慮し、周辺でみられる植生や、従前の植生、古くからの地域の植生等と調和した種類のものとします。

  ⇒解説図 建築(6)-4： 南城市に馴染む主な樹木等 ※再掲
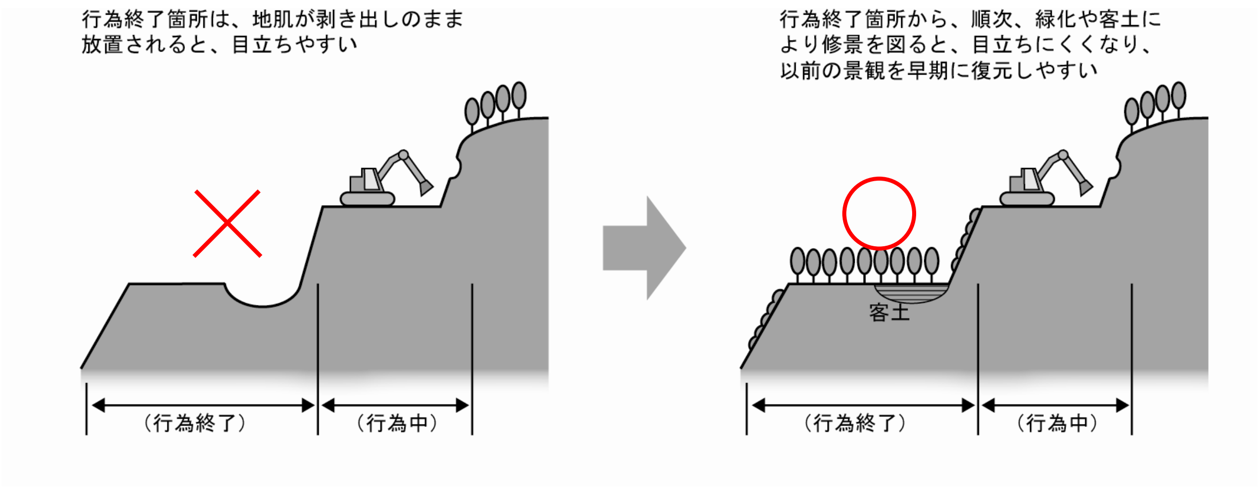
解説図 採取(3)-1：行為終了箇所での緑化